

2025 年 8 月

受益者の皆様

アムンディ・ジャパン株式会社

「アムンディ・インドネシア・ファンド」(愛称ガルータ)
の取得申込／換金申込の受付停止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定・運用する「アムンディ・インドネシア・ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)は、主としてインドネシアの株式に投資を行っておりますが、この度、インドネシア政府は 8 月 18 日を独立記念日として休日とすることを宣言し、これにより同国証券取引所が休場となることが発表されました。

つきましては、約款の規定に従い、当ファンドの 8 月 18 日の取得申込／換金申込の受付を停止させていただきますので、その旨ご連絡申し上げます。

受益者の皆様にはご不便をおかけしますが、上記事情をご斟酌いただき、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

取得申込／換金申込の受付スケジュール

8/14 (木)	8/15 (金)	8/16 (土)	8/17 (日)	8/18 (月)	8/19 (火)	8/20 (水)
○	○			×	○	○

以上

P.2 の「当資料のお取り扱いについてのご注意」を必ずご確認ください。

ファンドの目的

ファンドは、インドネシアの株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

- ① 主として、インドネシアの株式に投資します。
 - ファンドは、一般社団法人投資信託協会規則に定められている「特化型運用」を行うファンドに該当します。ファンドが投資対象とするインドネシアの株式の中には、寄与度（市場の時価総額に占める割合）が10%を超える、もしくは超える可能性が高い銘柄（支配的な銘柄）が存在します。
 - ファンドが当該支配的な銘柄に集中して投資することが想定されますので、当該支配的な銘柄の発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、投資信託財産に大きな損失が生じることがあります。
- ② アクティブ運用を行います。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 運用にあたっては、投資一任契約に基づいてフラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド（ファンドの投資顧問会社）

ファンドに係る運用の指図権限は、フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、シンガポール政府系の資産運用会社で、2003年にテマセク・ホールディングスの自己運用部門から独立し、アジアにおける株式、債券、オルタナティブ投資の総合運用会社として、各国の機関投資家を中心に資産運用および投資助言を提供しています。シンガポールに本社を置き、上海、ロンドン、東京に拠点を構えています。株式運用では、包括的な分析と、企業・マーケットに対する深い理解に立脚した、規律ある投資アプローチを通じて運用を行っています。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。◆

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

投資リスク

ファンドは、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の主な変動要因としては、価格変動リスク、インドネシアの株式への投資に関するリスク（カントリーリスク）、為替変動リスク等が挙げられます。なお、基準価額の変動要因（投資リスク）はこれらに限定されるものではありません。また、その他の留意点として、ファンドの繰上償還、インドネシアへの投資に関する留意点、特化型運用について、流動性リスクに関する留意事項等があります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

《当資料のお取り扱いについてのご注意》

当資料は、「アムンディ・インドネシア・ファンド」の商品内容説明資料としてアムンディ・ジャパン株式会社が作成した資料です。当資料に記載したコメントは、将来を保証するものではなく、資料作成時点における当社の見解や予想であり、将来の経済・市場環境、政治情勢等の変化により予告なく変更することがあります。当資料に記載したデータは資料作成時点のものであり将来の傾向、数値等を示唆するものではありません。購入のお申込みを行う場合には、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ず商品内容、リスク等の詳細をご確認の上、ご自身のご判断でお申込みください。

《投資信託ご購入時の注意点》投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- 投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- 銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の設定・運用は委託会社が行います（銀行、証券会社は販売の窓口となります）。
- 投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、運用実績は市場環境等によって変動します。したがって、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- 投資信託のお申込みに関してはクーリングオフの適用はありません。

お申込みメモ

購入単位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	インドネシア証券取引所の休業日またはシンガポールの祝休日のいずれかに該当する場合には、受付けません。
申込締切時間	詳しくは販売会社にお問合せください。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。(設定日:2010年4月28日)
決算日	年2回決算、原則3月15日および9月15日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。有価証券届出書作成日現在の料率上限は 3.3%(税抜3.0%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し 年率1.782%(税抜1.62%) を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。毎計算期間末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用等を含みます。) ・信託財産に関する租税 等 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

◆ファンドの費用については、有価証券届出書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第350号 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	株式会社 リソナ銀行
販売会社	販売会社については巻末をご参照ください。
ファンドに関する照会先	アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン : 050-4561-2500 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス : https://www.amundi.co.jp/

販売会社一覧(業態別・五十音順)

金融商品取引業者等		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人投資信託協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2938号	○				
株式会社 関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○			○	
株式会社 群馬銀行 (インターネットバンキングでの取扱いとなります。)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○			○	
株式会社 埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○			○	
株式会社 千葉銀行 (インターネットバンキング、テレフォンバンキングおよびちばぎんコンサルティングプラザ(千葉・柏・船橋・市川)での取り扱いとなります。)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○			○	
株式会社 りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○		○	○	